

(案)

国 運 審 第 〇 〇 号

平成 2 9 年 〇 月 〇 〇 日

国土交通大臣 石井 啓一 あて

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

宮城交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について

平 2 9 第 5 0 0 1 号

平成 2 9 年 2 月 2 8 日付け国自旅第 3 5 3 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

宮城交通株式会社からの申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次のとおり上限の額を修正して認可することが適当である。

キロ当たり賃率45円70銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、150円とする。

理 由

1. 申請者は、消費税率改定に伴う税負担の転嫁を図るための運賃改定を平成9年4月と平成26年4月に行ったが、平成4年11月以降、本格的な運賃改定を実施していない。

近年、平成27年12月の地下鉄東西線開通による減収や、運転士不足による人件費の増加及び業務縮減の影響で、収支の均衡を保つことが困難になってきている。

そうした中、申請者は継続的に経営の合理化等に取り組んできたが、今後、運転士確保のための人件費の更なる増加や、引き続きバリアフリー車両の導入等に伴う設備投資が見込まれるところであることから、収支の改善を図りつつ、利用者へのサービスや利便性を維持・向上させるために申請したものである。

2. 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、道路運送法第9条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、同条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次の通りである。

平年度（原価計算期間）である平成29年度1年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は3,541百万円と見込まれ、これに対して、現行の旅客運賃による総収入は3,363百万円と見込まれるので、差引き178百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は3,536百万円と見込まれるので、差引き5百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 以上のように、主文のとおり修正した旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、当該修正上限運賃は上記2.の認可基準に適合するものとして、道路運送法第9条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請に係る旅客運賃の上限を主文のとおり修正して認可することは適当であると認める。

要 望 事 項

国土交通大臣は、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上
限の認可に関する処理方針（国自旅第116号）」における原価の算定
方法について、経済社会環境の変化に即した見直しを検討いただきたい。